

お客様各位

ドイツ品質システム認証株式会社
認証部**認定機関による組織立会審査の実施に対する規定についてのお知らせ**

拝啓 貴社におかれましては 益々 ご盛栄のことと お慶び申し上げます。
平素は 弊社審査認証サービスをご利用いただき 厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は現在 ISO9001、ISO14001 及び ISO13485 に関する JAB の認定を取得しております。認定維持のために JAB は、定期的に弊社事務所審査を実施しておりますが、それに加え JAB 認定審査員による組織での立会審査を実施しております。JAB の組織立会審査の目的は、弊社審査員が適切な審査を実行しているかを確認する事であり、貴社のマネジメントシステムを審査することが目的ではありません。組織立会審査先の選定は JAB が行い、弊社から提示された事前スケジュールに基づき JAB ロゴマークの使用有無、組織規模の大小にかかわらず弊社の認定範囲(産業分野)や参加する弊社審査員を考慮し選定されます。弊社は JAB からの選定結果に対し、組織様に JAB 認定審査員の参加をお願いしております。当社と JAB は、組織様に関する機密保持契約を結んでおります。組織立会についての JAB の規定内容は下記の通りであり、仮に貴社が立会審査対象となった際には、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. マネジメントシステム認証機関の認定の手順 JAB MS200
附属書 B－審査立会にかかわる要請

この付属書は、本協会が認証機関（以下、CB という。）の審査立会を実施することにかかわり認定を申請する又は認定された CB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この付属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

- B1. CB は、本協会が審査立会の受け入れを要請する場合にはそれに同意するよう、予め組織に要求し、取り決め、また、B2 以下の内容を組織に事前に通知する。
- B2. CB は、本協会が正当と認める理由がある場合を除き、審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書又は声明書を発行しない。
- B3. 組織が、本協会の審査立会を回避するために審査を依頼する CB を変更又は他の CB に認証又は妥当性確認・検証を移転しようとした場合、CB は、当該組織名称を本協会に通知する。本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された CB 及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された CB は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書又は声明書を発行してはならない。

尚、アメリカの認定機関 ANAB のロゴを選定いただいております組織様に関しても同様に弊社の認定範囲に該当する場合には、上記の組織審査立ち合いの可能性があることをご承知おきください。

以上